

體育指導の普及を徹底させるため、各市町村に社會體育指導員を設置し、講習會を各地に開催して指導者の養成に努め、且つレクリエーションの指導員も多數必要とするので、之が養成講習會を近く開催する豫定である。

體育施設については、整備した綜合運動場の新設を勸奨し、更に空地利用の小運動場、遊戯場等の新設、既成運動場の復舊、神社及び寺院の廣場利用等を奨励し、體育の大衆化を圖ると共に、體育用具については道内自給の研究を進めている。

第十六章 警察及消防

一、警察概況

本道の警察は、明治五年八月開拓使函館支廳直轄の下に邏卒本營及び同分室を、札幌本廳には邏卒屯所及び分所を設置し、その事務は開拓使刑法局に統轄させて一應發足した。その後時代の變遷に伴い、八年三月大政官布達により行政警察規則が制定されて邏卒長を警部に邏卒を巡查と改め、更に十年四月に屯所その他の名稱を改めて警察署或は分署とした。

明治十五年開拓使が廢止され、札幌・函館・根室の三縣制が布かれるに當つて、警察を警察本署及び警察署と改稱され、十九年には従來の縣制が北海道廳の設置によつて統合され、警察事務を第二部において主管することとなり、郡區長が警察署長及び分署長を兼務することになった。更に二十四年官制が改正され、道廳に警察部を置き、三十年に郡制を廢して支廳を置くに至つて、郡區長の兼任を解き、専任の警察官吏を警察署長及び分署長に任命し事務の適正化を圖つた。

その後、大正十五年六月に地方官制の改正により警察分署を廢して警察署一本建となり、位置・名稱・管轄區域は北海道廳長官の權限とされた。越えて昭和十七年十月に行政簡素化が實施されるに當り、警察の機構も整備され、六十三警察署中十警察署を廢止して隣接警察署に併合し、警部補派出所、巡查部長派出所、巡查派出所及び巡查駐在所等の新設並びに廢合によつて警察署廢止に伴う不便並びに事務上の支障を避けた。なお、その後の社會情勢により警

警察署は多少變更され、二十一年六月には警察署數四十五（内水上警察署一）警部補派出所三十三、巡查部長派出所百四十五、巡查派出所百二十八、巡查駐在所五百六十八、警察官吏の定員三千三百九十人となつた。

終戦後、我國のあらゆる行政制度は、民主主義の線に沿うて逐次改革が行はれたが、警察制度も早くから改革要望の聲があり、數次に亘る基礎的調査の結果、二十二年十二月に至り警察法が制定された。本道警察もその示すところに従い、二十三年一月より訓練期間に入り、同年三月より全國一律に憲法の精神に則り、地方自治の眞義推進と國民に屬する民主的權威の組織を確立することを基礎として、國民の代表者である公安委員會を警察運営の最高責任者とし、且つ従来の國家警察一本建制を國家地方警察と、自治體警察の併立する新制度に發展的に移行し、國家地方警察關係は北海道公安委員會、自治體警察に對しては、その市町村公安委員會がその運営管理に當ることになつた。

即ち、當時二百七十五市町村に對して警察署は四十九であつたが、市及び人口五千以上の町村に、その区域内を管轄する七十八の自治體警察署が設置され、他の町村は國家地方警察の管轄區域となつた。國家地方警察は札幌警察管區本部の下に札幌・函館・旭川・釧路・北見の五つの方面警察隊本部と、それに所屬する三十四の地區警察署となつた。

以上のような狀況の下に新發足した本道の警察も過去四年の間に多少の變遷があつた。國家地方警察五方面本部管内を北海道公安委員會に於て運営して來たのであるが、本道の諸情勢に鑑み、迅速な事務處理と、強固な警察體制を確立するため、二十六年六月警察法の一部改正に基き同年九月より各方面本部ごとに公安委員會を設置して運営管理に當り、また自治體警察もその存廢について住民投票の結果十一署が二十六年九月三十日を以て廢止となつた。この反面には國家地方警察の四地區警察署が増加を見る等相當の變動があつた。

なお、二十六年十月一日現在の狀況は國家地方警察は、警察官の總定員二千四百五十五人警察署三十七、警部派出所一、警部補派出所五、巡查部長派出所百二十五、巡查派出所八、巡查駐在所三百八十七で、警察官一人當りの人口負擔は七百九人である。之を全國の平均値に比較すれば少數であるが、警察官一人當りの面積負擔は二三・二七三平方釐となり、全國平均警察官一人當りの平均に比し約二・四倍に相當している。一方自治體警察は警察署數七十、總定員三千百七十八人、警部補派出所十九、巡查部長派出所四十一、巡查派出所百八十、巡查駐在所二百二十三、巡查出張所三で、いづれも警察法の示すところに従い、市町村公安委員會の行政並びに運営管理の下に警察事務を處理している。

二、交通事故の發生狀況

昭和二十五年中に於ける交通事故の發生狀況は千八百件で、前年の六百二十四件に比し左表の通り急増したが、その原因は交通量の増大に反し、自動車の無免許運轉、その他操縦の未熟練、追越し、制動裝置不完全、泥酔操縦、車道内立入り、路上の遊戯、踏切通過の際の不注意等によるものと認められ、これが事故對策として交通法令遵守の徹底交通安全思想の普及昂揚に努めている。

年次	事故件数	内		備考
		死者	負傷者	
昭和 二四	六四	一七	五五	
二五	一〇八	三三	七三	

三、犯罪の發生状況

昭和二十五年中における刑法犯の發生状況は八萬四千三百三十件で、前年の九萬一千七百七十件に比し九%の減少である。その檢舉数は六萬一千三百五十一件、檢舉率七三%で逐年向上の傾向を示している。一面二十五年には窃盜賭博の如き犯罪は減少したが強盜・傷害・詐欺・横領等の犯罪は増加した。

(一) 年度別發生件數及檢舉件數

年次	發生件數	檢舉件數	檢舉率	年次	發生件數	檢舉件數	檢舉率
昭和 二〇	一八、五五〇	一一、四五〇	六二・七	昭和 二三	八〇、二九一	五二、七一九	六五・七
二一	六七、五〇二	四一、二九	六〇・八	二四	九一、七七〇	六四、九六三	七〇・八
二二	七五、八七三	五八、七〇四	七七・三	二五	八四、三三〇	六一、三五一	七二・八

(二) 罪名別主要犯罪件數及檢舉件數 (昭和二十五年)

罪種別	發生件數		檢舉件數		罪種別	發生件數		檢舉件數	
	二四年	二五年	二四年	二五年		二四年	二五年	二四年	二五年
窃盜	六一、〇九四	四九、三六七	二八、五三四	一五、八〇八	業務上横領	一一〇、一四	一、三三	一、五〇一	九七
強盜殺人	九	一三	二	二	傷害	一、八五七	二、三三	二、三三一	二、五八三
強盜傷人	八三	九四	八三	一一	單純暴行	九七	一、七九	一、七二	一、四三
強盜強姦	一七	一四	一三	一三	失火	八四二	八六	八六〇	九一六
強盜及準強盜	二五七	二六六	二〇三	二六六	住居侵入	六八	八八	九三	六四七
詐欺罪及準詐欺罪	二、五八二	一、五七四	一、四、三三	六、七三〇	普通賭博	九三	五七九	五七九	二、四八
恐喝罪	一、三六二	一、一六三	一、一六	一、〇七三	強姦	一	二六九	二六〇	二七六
横領罪	二、一七六	二、八一〇	二、六六	一、四九	過失致死	一	三二	三三	三九

三、消防

(一) 概況 本道に消防組のできたのは、文化三年十月函館に發生した大火に刺戟され、同地に出火消防定雇として十五名が置かれたのが嚆矢である。その後、明治五年五月札幌における岩村判官の御用火消に端を發して同年八月開拓使廳に常置消防組が組織され、翌年三十名を以て一組とする消防組五組が置かれた外、各地に私設消防が組織され、また全道的に公設消防組も設置されたが、所謂義勇消防でその數も三十餘組に過ぎず、施設も龍吐水、腕用ポンプ程度であつた。動力ポンプとして轆馬蒸氣ポンプが初めて移入せられたのは明治三十一年である。その後大正三年に釧路消防組がガソリンポンプを設備して以來、各地に機械力が増設されるに至つた。

昭和十四年四月警防團令の公布に依り在來の消防組は民間防空團體であつた防護團と統合し、防空・水火・消防その他の警防に従事することを任務とする警防團として發足し、道内に三百四團、七萬餘名の團員を擁する強力な團體となつたが、二十二年四月消防團令の公布に依り、更に消防團として組織替されたのである。

從來消防は、消防を主體とした警察行政の一環として管掌されていたが、二十三年三月警察機構の改革に伴い之を分離し、消防組織法に基き、自治體消防として市町村の責任に於て運営管理されることとなり、常設消防機關としての消防本部が十五市の外、瀧川・深川・名寄等三十二、その下に二十二の消防署が置かれ、この職員千七百四十一人消防團は三百三十六の組織があり、團員四萬五千となつてゐる。施設も漸次機械化され、自動車ポンプ七百十五台、ガソリンポンプ四百五十九台、腕用その他一千餘台が整備され、機構とともに施設も着々強化しつつあるが、道としては、その育成助長に努める一方、消防職員及び團員の訓練機關として二十三年十月北海道消防學校を設置して教養訓練を實施し、水準向上を圖つてゐる。

(二) 火災 本道は氣候の關係上、火氣の使用が多いため、火災の度數も他府縣に比し高率を示してゐる。終戦後漸増の傾向にあつて昭和二十四年には千三百三十五件、損害額三十八億三千萬圓という前例のない激増を示し、百戸以上の大火災が壽都・古平・夕張・南尻別等に發生し、又各種學校も二十七校七千四百餘坪を燒失した。之は同年春期が特異な氣象條件にあつたばかりでなく、その原因についても煙突三百八十二回、ストーブ百三十六回、電氣關係百十三回、油類六十回、子供の火遊び五十八回、取灰五十一回、焚火四十七回等が六十六%を占めてゐる點から、一般の注意心の缺除も見逃すことのできぬ原因の一つと認められる。別表の通り年々火災により莫大な損害を蒙つてゐるが、之は二十四年を峠として激減したが火災度數は却て増加した。

火災は一面、本道の開發を阻害するもので、その豫防について一般の關心を高めると共に人的・物的・消防力の増強整備に努め、被害の輕減を圖つてゐる。

火災發生狀況

年次	火災度數	燒失棟數	被害世帯數	死者	傷者	燒失坪數	燒失山林原野	損害高
昭和二五	一、五〇九	一、七九九	一、三三九	五	一六三	五六、六七七	一八、九五〇 <small>町</small>	一、二二〇、五七七 <small>千円</small>
二四	一、三三五	三、〇六八	二、八四五	六三	二四七	二一〇、九六六	二五、二一七	三、八二一、八〇三
二三	一、五五九	二、四四四	二、二五七	五〇	二二六	七五、一九一	六二、九七五	一、七六九、四七二
二二	一、〇六一	二、四〇七	二、二七六	六二	九三	八、七九九	三〇、九一九	一、四三三、七二六
二一	一、〇〇四	一、八三六	二、〇五六	五三	八二	七三、三〇八	不詳	一、四五、三五五
二〇	六六三	八八〇	一、七〇〇	六七	四三	四一、九一九	〃	二〇、九五二

昭和二十五年に於ける六大都市と北海道との火災狀況比較

府縣名	火災度數	被害世帯數	死者	傷者	燒失坪數	燒失山林原野	損害高
北海道	一、五〇九	一、三三九	五	一六三	五六、六七七	一八、九五〇 <small>町</small>	一、二二〇、五七七 <small>千円</small>
東京	五、三〇〇	一、七七一	二七	四四三	三六、四七七	一	一、五二二、八七五

府縣名	火災度數	被害世帯數	死者	傷者	燒失坪數	燒失山林原野	損害高
神奈川	九六七	五四四	二元	二二	一七、五三	二町	四九、九〇九
大阪	一、六八四	九七六	一五	三三	一八、七二	五〇	七三、三五三
京都	五九二	三〇七	九	二八	一〇、八三	二〇	五五、一六四
廣島	六三三	三三五	六	六九	一五、三三	一〇、〇四	三六、九五七
福岡	六六二	四四二	一	一〇六	一九、三〇	一〇一	五九、四四五
全國平均	四二〇	四四八・七	九・二	九・八	一五、〇九八	七三七・四	四六、九四六

第十七章 都市計畫

本道の都市計畫は、大正十二年七月札幌・函館・小樽の三市に對し都市計畫法が適用されたのに始まり、爾來二十九年を経たが、此の間市町村に對する法適用の範圍には幾度かの變遷があり、當初豫想しなかつた程度の町村も適用を受け、現在では十五市、三十七町、三村が法の適用を受けている。

都市計畫は交通・衛生・保安・防空・經濟等に關し、永久に公共の安寧を維持し、福利を増進するための重要施設の計畫であるから、法の定めるところに基いて、建築基準法の適用を始め、街路公園・上下水道・都市計畫・土地區畫整理の計畫實施、組合施行による土地區畫整理、觀光土木施設事業、風致地區等を施行している。

都市計畫法の適用を受けている各市町村の區域及び都市計畫の概要を左に表示する。

北海道都市計畫一覽表 (昭和二十五年十一月現在)

都市名	計畫區域内譯		計畫	事業	備考
	計畫區域	人口			
札幌市	札幌市	三、七〇〇人	街路、公園、風致地區、區畫整理	街路、公園、區劃整理	市街地建築物法適用該法律昭和二十五年十一月施行に基き、該法の公布より廢止
	札幌市の一部	一、四〇〇			
	札幌市の一部	二、五〇〇			
	豊平町の一部	二、三〇〇			

都市名	計畫區域		人口	面積	計畫	事業	備考
	計畫區域	面積					
函館市	函館市	函田村の一部	二〇〇	二七、七五	街路、上下水道、公園、區畫整理	同上	市街地建築物法適用
旭川市	旭川市	東鷹栖村の一部 永山村の一部 東旭川村の一部 神樂村の一部	二二二 一四 一 一	二七、九五 二〇、九五 二、四〇〇 七、八〇	街路、公園	街路、公園、區畫整理	同上
釧路市	釧路市	釧路市	一〇九	一、〇一一・二五	街路、公園、區畫整理	同上	同上
帯廣市	帯廣市	帯廣市	五	三、二四四・四八	街路、公園	街路	同上

都市名	計畫區域		人口	面積	計畫	事業	備考
	計畫區域	面積					
小樽市	小樽市	小樽市	一七五	一八〇、八七一	街路、公園	同上	同上
室蘭市	室蘭市	室蘭市	一〇七	七五、八九九	街路、公園	街路、公園、區畫整理	同上
北見市	北見市	北見市	四五	一〇〇、一一〇	同上	同上	同上
夕張市	夕張市	夕張市	九七	七六、七五〇	同上	同上	同上
岩見澤市	岩見澤市	岩見澤市	四六	一六七、四〇六	同上	同上	同上
網走市	網走市	網走市	三六	四四三、〇六七	同上	同上	同上
留萌市	留萌市	留萌市	三三	二九五、五九一	同上	同上	同上
苫小牧市	苫小牧市	苫小牧市	三七	五八、七二〇	同上	同上	同上
稚内市	稚内市	稚内市	三三	四九九、五五八	同上	同上	同上
美唄市	美唄市	美唄市	八五	二七〇、八五三	同上	同上	同上
余市町	余市町	余市町	二六	一〇六、二六八	同上	同上	同上
岩内町	岩内町	岩内町	三三	五、一九〇	同上	同上	同上
根室町	根室町	根室町	一九	五、六四四	同上	同上	同上
名寄町	名寄町	名寄町	三三	二〇五、二五〇	同上	同上	同上
美幌町	美幌町	美幌町	三三	四三六、五六七	同上	同上	同上
江別町	江別町	江別町	三三	一八七、六四二	同上	同上	同上

市街地建築物法適用

都市名	計畫區域		人口	面積	計畫	事業	業	備考
	面積	人口						
砂川町	七三、四七七	二、三	二、三	七三、四七七		街路		
瀧川町	四九、三五五	二、六	二、六	四九、三五五				
芦別町	八七、六五九	二、五	二、五	八七、六五九				
美瑛町	六七、八四六	二、〇	二、〇	六七、八四六				
三笠町	三五、六〇五	二、〇	二、〇	三五、六〇五				
富良野町	三〇五、二二三	二、〇	二、〇	三〇五、二二三				
士別町	一五、七九元	二、二	二、二	一五、七九元		同上		
本別町	四〇、七七一	二、一	二、一	四〇、七七一		同上		
紋別町	三三、八八六	二、三	二、三	三三、八八六		同上		
千歳町	五九、四〇八	二、六	二、六	五九、四〇八		同上		
赤平町	二七、八九二	二、九	二、九	二七、八九二				
栗山町	二〇二、八四四	三、三	三、三	二〇二、八四四				
壽都町	一四、〇三五	二、五	二、五	一四、〇三五				
清水町	二二、八二三	二、三	二、三	二二、八二三				
八雲町	五四、一七六	二、〇	二、〇	五四、一七六				
恵庭町	二九、八九九	二、三	二、三	二九、八九九				
倶知安町	二七、二六三	二、六	二、六	二七、二六三				

幕別町	三九、八二八	二、八	二、八	三九、八二八				
幌別町	二二、六七七	二、〇	二、〇	二二、六七七		公園		
森町	三一、三三九	二、五	二、五	三一、三三九				
古平町	一九、六七〇	二、九	二、九	一九、六七〇		區畫整理		
芽室町	四九、二〇七	二、六	二、六	四九、二〇七				
長沼村	一七、八六七	二、七	二、七	一七、八六七				
喜茂別村	一七、五〇一	二、八	二、八	一七、五〇一		街路		
風連村	二八、六四三	二、三	二、三	二八、六四三				
中標津町	六六、〇四六	二、二	二、二	六六、〇四六				
江差町	五〇、一八八	二、〇	二、〇	五〇、一八八				
深川町	三四、三九五	二、三	二、三	三四、三九五				
池田町	三六、一三六	二、六	二、六	三六、一三六				
由仁町	一四、八三三	二、三	二、三	一四、八三三				

註 一、表中事業及び計畫の表示のない町村は目下計畫立案中である。
 二、都市計畫法適用手續中のものに下川町・今金町・廣尾町・弟子屈町・雄武町等がある。

以上の如く本道の都市は、いづれも發達途上にあり。昭和二十一年度より之等都市計畫の中、特に緊急重要な施設に對しては、公共事業として國庫から補助の途が開かれたが、道としても昭和二十三年知事の管理に屬する準地方費道以上の道路は、工費の半額を地元市町村の負擔として、知事執行の都市計畫街路事業を施行し、各市町村協力の下

に大きな効果を擧げている。

又、昭和二十五年に始めての試策として、地元市町村七〇%負擔を條件に都市の現況調査を實施し、都市計畫の推進上飛躍的に處理している。

第十八章 觀 光

本道は觀光資源に恵まれており、豪宕な山岳と各處に湧出する温泉と異彩ある峽谷、雄大な原野、水色美しく幽邃な湖沼、珍奇な動植物、千古斧鉞を入れぬ原始林等の配置に妙を極め、さながら一大公園の觀があり。我國において最も歐米に似た景觀を存し、他府縣に見ることの出来ない特色を有する神祕境である。その代表的景勝地としては大雪山・阿寒・支笏洞爺の三國立公園と大沼・ニセコ・襟裳・網走・利禮の五道立公園があり。近く國內航空路の開設を見た本道は、いよいよ國際觀光地として大きくクローズアップされる日も近いことと思われる。

一、阿寒國立公園

本道の東北部にあり約八萬七千四百九十八陌に達する火山地區で山岳・森林・湖沼の配置に妙を極め、我國稀有の美しい原始境は廣大な面積に亘つて太古そのままな姿を保存して居り、歐米の國立公園と最も近い性質を有する。

本地區は、阿寒湖を中心とする阿寒盆地と、その東北に隣接する屈斜路・摩周湖との二大地區に分けることが出来る。阿寒盆地地方には、中央に屹立する雄阿寒岳、之を繞つて千古の水を湛える阿寒湖をはじめ下の湖（バンケット）上の湖（ベンケトー）・次郎湖・太郎湖の五湖及び西南に隆起する雌阿寒岳・阿寒富士・フツブシ岳等を含み、全域は殆んど原始林をもつて蔽われ、山容水態共に非凡な湖水風景地である。屈斜路・摩周地方はアトサヌプリ火山群を中央として、西方に屈斜路湖が神祕の湖水をたたえており、更に北部には藻琴山が峙ち、東部には西別火山が摩周火山と環壁を挟んで相對し、同地方一帯は地形頗る度潤であり、藻琴山及摩周岳等の大なる原始林、摩周湖及び硫黄

山等の著しい風景、屈斜路湖畔をはじめ各所に湧出する温泉等があつて一大景勝地をなしている。

阿寒湖は颯爽たる雄姿を見せている雄阿寒岳と、その西南に今なお盛に噴煙をあげて、その奇異な山容を誇つてゐる雌阿寒岳との中間裾野に位する高山淡水湖で、風光の明媚なものと天然記念物に指定されている「マリモ」を以てその名を知られている。千古斧鉞を入れざる原始林に囲まれた湖岸一帯は、奇岩怪石に富み、湖中には何れも黒々と原生林を戴くオンネモシリ・ボンネモシリ・チウルイモシリ・ヤイタイモシリの四島をはじめ二十餘の小島を散綴し、紺碧の水は明鏡の如く澄み渡つて雄阿寒・雌阿寒兩岳の雄姿を倒映し、また南岸の湖畔には清澄なる温泉を湧出し、数戸の温泉旅館がある。

湖には世界的に珍奇な「マリモ」の外、本湖原産の姫鱒（カモイチブ：神魚の意）も産する。

屈斜路湖 世界的に大きいカルデラ湖の一つで、屈斜路火口原の西部を占め、長徑十三軒、短徑七軒に及ぶ半月形火口原湖で、面積八十三平方軒、本公園中第一で、本道では第二の大湖である。湖は毎年十二月に氷結し、翌年四月に解氷する。湖中にはアメマス・ヒメマス・ウグイ等が棲息し、秋季には鮭が釧路川から遡上する。湖畔には和琴・仁伏の温泉があり、湖中には周圍十二軒の中島がある。

川湯温泉 硫黄山麓の火山灰高原に位し、屈斜路湖探勝の根據地をなし、前方に硫黄山の噴煙を望み、後に千古の原始林を控えて眺望絶佳の別天地である。

硫黄山 硫黄山はアイヌ名アトサヌブリと稱し、川湯温泉の南約二軒の地點に聳える標高五一〇米の活火山で、麓より頂に至る間、大小數十の噴火口を有し、異様の鳴音を伴つて白煙を噴騰している。

摩周湖 摩周湖は、屈斜路カルデラの東に峙つ摩周火山の山頂、長徑七軒半、短徑六軒に亘るカルデラの西部に位する火口湖である。水面は海拔三五一米の高位を保ち、面積約二十平方軒、最深二二一米に達し、平均水深一三八米で、水は藍色、透明度は實に三十三度、我國では田澤湖に次ぐ美湖である。湖の周圍は二十軒に餘るが、悉く繞らずに斷崖絶壁を以てして、容易に水邊に近づくことは出来ない。湖中には神石（カムイシユ）と名づける小島があり、藍を流した透徹な水面にくつきりと浮び出て一層の風致を添えている。本湖には注入流出の河川が全くない。

二、大雪山國立公園

我が國の代表的山岳風景地として殆んど全地域に亘つて太古そのままを保存している。その面積は二十三萬一千九百二十九陌に及び、山容秀麗な火山連峰と古生層山脈とから成り火山山頂一帯は湖沼殊に火口湖多く、又高原地帯は一大濕原をなして居り、見ることの出来ない原始境である。更に温泉に富み、療養・登山・探勝地として絶好の資源を有するばかりでなく、種類豊富且つ珍奇な高山植物に富み、又動物に於ても特有の昆蟲や本邦に稀なナキウサギが棲息するなど、實に動植物研究の寶庫と云うことが出来る。

層雲峽 石狩川の上流大雪山火山彙の北方、屏風岩とニセイカウシユベ山の間に挟まれた峽谷で、約二十四軒の間を指稱する、兩岸は摩天の流紋岩柱狀節理の絶壁が直立し、見上げれば白雲去來するかと思われればかりの奇峰奇岩連互し、之に懸けるに大雪山の雪田、雪溪に發する溪流を以てし、大小多數の飛瀑を形作つてゐる。層雲峽中最も絶佳な境は大函・小函と稱する。河岸に有名な層雲峽温泉がある。天人峽は美瑛忠別の東端燕岩の絶壁から起つた松山温泉の上流二軒の地點に在り、同じく流紋岩の柱狀節理をその特徴とし、壯重な羽衣の瀧と温泉の湧出をもつて聞

えている。

層雲峽温泉 海拔六〇〇米の高所にあり、アイヌ人に古くから知られた温泉である。

松山温泉 大雪山の南麓海拔七六〇米にあつて、忠別川に臨み、大雪山登山の根據地をなしている。

然別湖 海拔八〇〇米の高所にあり、南北六籽、東西二籽、周圍約十六籽、湖上に辨天島を浮べ、水清く山椒魚が棲息している。

三、支笏洞爺國立公園

本道の南部に位し、樽前山・有珠山及び世界的有名となつた昭和新山等の活火山を始め、一名蝦夷富士と呼ばれて美しい山容を持つ羊蹄山その他あまたの火山と、此の間に點在する原生林と調和し、山水の美を構成する支笏湖・洞爺湖・倶多樂湖等の典型的なカルデラ湖によつて占められる九萬八千六百六十陌に及ぶ廣大なる地域で、登別・洞爺・定山溪・カルルス・丸駒・蟠溪・辨溪等湯量豊富な温泉が湧出し本道唯一の遊樂地區である。位置も札幌・小樽・室蘭・苫小牧及び俱知安等の各都邑に近く、交通は至極便利で、鐵道・軌道・自動車等で極めて手軽に出入りできるので四季を通じ觀光客の跡を絶たない。

定山溪温泉 主都札幌市の西南二十籽の地點にあり、鬱蒼たる森林に覆われた豊平川上流の溪谷幽邃の地に湧く代表的な温泉郷である。春から盛夏にかけては、附近一帯の山岳はハイキングを樂しむ人々の嬉々たるこだまに響き、秋は錦繡清流に映じ恍惚たる風景を作る。一面白銀の世界と化する冬になれば附近一帯の山岳は好適なるスキー場となる。尙この地は札幌より電鐵・自動車道の便があり、中山峠を経て、洞爺湖畔へ行く自動車道があり、車窓より眺

める天然の美は筆舌に盡しがたい。

洞爺湖 本湖は羊蹄山の噴出によつて陥没したものといわれ、周圍四十三籽、水深一八三米、湖上に翠巒の三つの島を浮べ、藍碧の水が汪洋として湛えられ湯の街の姿を浮べている。湖上には遊覽船の設備があり、姫鱒が生棲し釣魚を樂しむことが出来る。

洞爺湖温泉 活火山有珠山の北麓洞爺湖の西南岸にあり、湖を隔てて羊蹄山（蝦夷富士）の優美な姿を望める景光明眉の地を占めている。此の附近の見晴台にはスキー場があり、地域廣大緩急種々のスロープに富み、ジャンプ台や休憩小屋がある。

昭和新山 有珠岳の東方山麓にあり、昭和十九年から二十一年に亘り新たに噴出した標高四〇五米の山で、世界の注目を浴び、二十三年三月には天然記念物として指定された。

登別温泉 本道第一の温泉地で、我國に於ける著名な温泉場の一つに數えられている。驛からの途上には秋季紅葉の勝地として名ある紅葉谷があり、バスはその溪谷を左に見ながら走り、やがて硫黄の氣ほのかに漂う温泉場に入る。温泉場は四邊翠巒に包まれ、市街はクスリサンベツの流れを挟んで延び、地獄谷の湯元から流れる硫黄泉の外、街の諸所に食鹽泉・酸性綠礬泉・單純泉・鐵泉・ラヂウム泉などが湧出しており、各旅館とも泉種別の内湯がある。街の北部には、北海道大學附屬病院分院の温泉研究所があり、附近には熱泉沸騰し川をなす地獄谷を始め、大湯沼・日和山・倶多樂湖・登別原始林等の勝景があり、それぞれ趣を異にし行く者の足を止める。又、四方嶺から倶多樂湖にかけての探勝や、カルルス温泉の靜寂境行も良いハイキングコースである。

支笏湖 樽前山と惠庭岳との間にあるカルデラ湖で、水面は海拔二四八米、略楕圓形をなし、壁岸は概ね斷崖絶壁で湖水には惠庭岳・樽前山・不風死岳の英姿をうつして風景壯觀である。湖中には姫鱒・岩魚等が棲息し、特に姫鱒釣は快適である。湖の北岸には丸駒温泉があり、モーターボより發動機船にて達する事が出来る。

惠庭岳 海拔一、三二〇米の活火山で、支笏湖畔にその山裾を流し、山頂には噴火口があり、晴天には噴煙を札幌からも見ることが出来る。頂上からの展望は廣く特に西方直下にオコタンベ湖の俯瞰が美しい。

樽前山 一、〇二四米、本道に於ける活火山の一つとして著名であり、室蘭本線の苫小牧・錦多峰・社台驛附近からの展望が良い。

四、道立公園大沼

大沼公園は情緒豊かな水郷で大沼・小沼・葦菜沼からなり、屈折多い沿岸には、老木鬱蒼と茂つて水邊に迫り、大小百二十六の島々はこれに應える様に樹木繁茂し、靜かな水面に靈峰駒ヶ岳の雄姿とともに反映している様は、千古の神話を秘しているようである。山紫水明の大沼は、湖水に、陸上に、山岳に、何れも特殊の風致を有し、四季の遊覽に適し、年中訪客の絶えるときはない。春は燎亂たる櫻に遊び、夏の湖上にヨットを浮べ、或は駒ヶ岳に登るなど冬は銀盤のスケート、銀嶺に挑むスキーで一日の疲れを温泉に慰しながら雪景を賞でるなど、天下の絶景たるを失なわない。此の附近には大沼温泉、鹿部温泉がある。

五、ニセコ道立公園

後志火山群の盟主ニセコアンヌプリを主峰とし岩雄登・ニトヌプリ・チセヌプリ・シヤクナゲ山・目國內岳等の連峰を骨格とした山岳公園で、山田温泉を始めニセコ・五色・湯本・新見の温泉群を抱き、基地として鯉川・紅葉谷・青山の所謂昆布温泉を持つ一帯が利用され、大沼・小沼・神仙沼等の小湖沼がある。此等の山岳は海拔一、三〇〇米級の山岳であるが、美しい山容と高山植物の群落を有し、東方に獨立する、蝦夷富士の秀麗な姿を含め、景觀は雄大で素晴らしい。更に冬のこの地方一帯は全国的に有名なスキー場として「日本一のスキー場」「東洋のサンモリッツ」と絶讃されている。

六、襟裳道立公園

當公園は、本道の太平洋岸に位し海崖、岩礁の變化に興味のある風景を有し、襟裳岬の雄大な埠頭を中心として、西に幌満峽谷とアポイ岳がある。幌満川流域は、五葉松の原始林に覆われ、蛇紋岩の彫磨された碧潭がつつじ・石楠花に彩られる様は本道一の仙境であり、アポイ岳は山姿秀麗、高山植物が數多く繁茂し、天然記念物に指定されている本道の名峰である。襟裳岬の東方には櫻で名高い庶野がある。海岸に面して天然櫻樹三千餘株と稱され、本道第一の櫻の名所として知られ、山地の豊似沼は周圍二軒の小湖であるが、觀音岳に抱かれた靜寂幽邃な山湖である。東海岸の黄金道路と稱ばれる自動車道は、隨所にトンネルを通じ奇岩怪石の連なる海岸風景は雄大である。その他様似の等樹院・百人濱等、本道開發の歴史上興味ある箇所富んでいる外、鹿や、高麗雉も多く棲息している。この區域は氣候も温暖で冬期も積雪が少い特長がある。

七、網走道立公園

オホーツク海に面し、主として海岸砂丘の發達に伴つて形成された鹹湖沼群と、海岸砂丘の織りなす海洋景圍氣を

もつ風景であつて、サロマ湖・網走湖・能取湖・トーフツ湖等の湖沼があり、何れも本道の大湖で、阿寒の火山湖群と對照的な風景型式を持ち、平明な湖面には漁り舟が浮かび、魚介類の豊かなことも魅力の一つである。又海岸的氣候に育成された能取岬の森林は、生長・更新共に良好で、牧場草原と美しい調和を見せ、岬の燈台附近は豪快な海崖を繞らし、天都山は展望の壯大なことによつて文部省指定の名勝となつてゐる。更に網走市はオホーツク文化と稱される考古學的資料に富み、最寄貝塚・大曲洞窟等は最近その研究が進み全国的に注目されたところであり、アイヌ族の遺蹟としては桂ヶ丘チャシがある。

八、利禮道立公園

本道西北端の離島利尻・禮文兩島全域で、利尻島は全島が利尻富士によつて形成され壯大優美な山容と、高山植物の珍奇な種類を多く抱藏している事で天下にその名を馳せてゐる。島中の小湖である姫沼は美しい針濶混濔林に圍まれ、利尻富士を倒映して無類の幽邃境である。禮文島は丘陵地から成り西海岸は屹立した斷崖をなし、ここも利尻島と並び稱される高山植物の寶庫となつてゐる。とりわけ香深村の桃岩は、高山植物の美と利尻富士眺望の好地點で海岸風景も本島では最も優れたものである。

兩島共にアイヌ族の傳説があり、各所に北方系統の土器・石器・骨器が出土し、チャシ跡も残されてゐる。共に考古學的興味の對象となり、最近の學界を賑わした所である。

九、國寶、史跡、天然記念物

本道に於て指定せられた國寶二、史跡十三、天然記念物二十五ある。

指定年月	名稱	所在	備考
昭和一一、九	國寶 八窓庵	札幌市北四條	遠州三作の一、元滋賀縣長濱町八幡神社境内にあり。太正十年現地に再興、安政元年築造、昭和二十四年六月天守閣焼失、大手門のみ残る。
〃 一六、五	史跡 福山城	渡島松前町	
大正一一、一〇	史跡 五稜郭	函館市五稜郭	安政三年起工、元治元年完成當時の建物は無いが周圍の築壘及内堀が残る。
〃 一三、三	手宮洞窟	小樽市高島	高二米、巾四米、前部は鐵道のためと風雨の浸蝕に依り破壊
昭和五、一二	志苔館趾	渡島錢龜澤村	方形四圍の土壘を存す。康正二年エゾとの激戦地。
〃 九、一	四稜郭	〃 龜田村	五稜郭の北西八軒にあり、土壘築造。
〃 五	南部陣屋趾	室蘭市陣屋町	空濠、外部が存する。
〃 一二	松前奉行趾	渡島松前町	文化四年龜田より移轉。郡役所町役場に利用していたが昭和二十四年六月燃失。
〃 一〇、六	福山城趾	〃	十六年五月國寶指定大手門が残る、臥龍梅、祥雲松、银杏樹三本松などある。
〃 一二	護國寺趾	北見、宗谷	安政三年建立、遺物に釣鐘、無量壽經、厭苦五惡圖、木製十戒曼陀羅がある。
〃	モシリヤの「チャシ」	釧路市城山町	本砦と外砦の二部から成る。
〃	春採台地の堅穴群	〃 鶴ヶ岱	先住民穴居跡の群集
〃	鶴ヶ岱チャランケチャシ	〃	春採湖の北岸に半島狀に突出。
〃	桂ヶ岡砦跡	網走市公園内	鏡餅形の砦で穴居の跡二、三ある。

指定年月	名稱	所在	備考
昭和一一、一二	モヨロ貝塚	網走市北一條	
天然記念物			
大正一〇、三	野幌原始林	石狩江別町	南北十二籽東西四籽
"	後方羊跡山の高山植物帯	膽振虻田郡	
"	藻岩原始林	札幌市	
"	圓山	"	
"	厚岸潮牡蠣島の植物群落	釧路厚岸町	
"	マ リ モ	" 阿寒湖	
"	靜狩泥炭形成植物群落	渡島長万部町	
"	ヒノキ、アスナロ及アオトドマツ自生地	" 江差町	
"	霧多布泥炭形成植物群落	釧路濱中村	
"	登別原始林	膽振幌別村	
昭和 三、二	鶉川ゴヨウマツ自北限帯	渡島厚澤部村	
"	オウミヅナキドリ	" 大島村	四月下旬數万飛來、五月下旬産卵、十月上旬退去。
"	歌オブナ自北限地帯	後志黒松内村	
"	釧路丹頂鶴繁殖地	釧路阿寒村	約三十羽、育雛期四―六月

"	春探湖の緋鮒棲息地	釧路市	學名不詳
"	北海道犬	全道	ロツベン、オロロンと稱す。四―六月多く飛來。翌三月頃まで居る。
"	天賣島ウミガラス繁殖地	天鹽天賣村	大小四個入口約三米幅六米奥行八十米。
"	中頓別鐘乳洞	北見中頓別村	直徑一、二寸の環狀又は隋圓形の粘土質結粒の一種中空に含鐵粘土の粒球があり、振れば美しい音を發する。一種で本邦産の袋的といはれる。
"	名寄鈴石	天鹽名寄町	三河の高師小僧より大きく管狀泥鐵鑛の一種で本邦産の袋的といはれる。
"	高師小僧	"	地下でとけた岩漿水が水岩中に入り冷却して固まつた時に生じた車輪形の割目のような節理の配列がある火成岩。
"	根室車石	根室	
"	アボイ岳高山植物群落	日高様似村	
"	落石岬のサカイツツジの自生地	根室和田村	
"	幌滿二葉松自生地	日高様似村	
"	昭和 新山	膽振壯瞥村	

第十九章 北海道開發事業概要

一、概 説

(一) 第一期拓殖計畫以前

本道開拓事業の發端は徳川幕府直轄時代であるが、其の業績は特に見るべき程のものではなかつた。明治二年開拓使を設置して後始めて開發の基礎が確立されたものである。即ち拓殖並びに行政の施設經營費として本道の歳入を充てる外、最初の五年間は歳額十三萬圓と定額米九千石を國庫より支出することに決定した。當時本道の歳入は極めて少額で、敍上の補足額を加えても拓殖事業を遂行することは不可能であつたので、明治五年には以後十年間に一千萬圓を國庫より支出することとし、開拓の計畫を樹てた。

その実績は、拓殖殖民のために土地賣下の法を定め、個人に對する保護は至らぬ所なく、且つ屯田兵を設置し、石炭礦の開發、鐵道の敷設、道路の開鑿、石狩川河口改修等を經營し、産業及び教育方面に於ては麥酒その他の醸造・製粉・木工場等を官營し、農業試験場、學校を創設する等諸種の事業を經營し、兌換券・公債を發行して財源に充て専ら事業の完成に努めた。次いで明治十五年開拓使を廢して函館・札幌・根室の三縣を設置し、各種の官業は擧げて之を農商務省又は工部省等各省の直轄としたが、各廳間の連絡統一を欠き、拓殖事業は挫折停頓の状態に陥つた。同十九年北海道廳を設置して再び之を統一し、土地賣下けの法を改めて豫約賣拂の制度とし、個人に對する直接保護の施設を廢して間接助長の政策を樹て、官業は漸次之を民業に移して整理し、三十年には再び土地處分の方法を改めて無

償付與することとし、全道の殖民地を開放して移民を招來し、資本と勢力の移入を圖つたが、別に一定の繼續的計畫の下に經營されたものではなかつた。

明治三十四年に至り十年計畫を樹て、道路の開鑿、橋梁の架設、小港灣の修築、森林・河川・港灣の調査に要する經費約二千六十万圓を計上し、且つ國費と地方費を分離して、地方自治制度及び道會法を制定し、駢行翼進の途を講じて將來の發展を期したが、幾許もなく、日露戰役の影響を受け、經費節減のため豫定の成績を擧げることが出来なかつた。四十一年には道内國有林の整理並びに經營に關する計畫を定め、その利用改善を圖ると共に、未開地處分法を改正して、新たに財源を求め、この二種の收入を特別財源として港灣修築の事業を起したが規模小さく、本道拓殖の大勢に順應するには尙不十分の觀があつた。

(一) 第一期拓殖計畫

明治四十三年以後十五年間に亘り、所謂第一期拓殖計畫を策定し、本道に於ける稅務・稅關・專賣・遞信及道廳の五官衙所管に係る國庫歲入の自然增收(四十三年度歲入豫算の五十萬圓を加算した千二百五十二萬四千四百四圓に對する累年の増加額)と、毎年政府の支出定額二百五十萬圓を以て殖民・産業・道路橋梁・土地改良・河川及港灣修築等の所要總額七千萬圓に充當する方針を確立したが、大正五年迄七年間は一般經濟界不振のため、自然増加額が極めて少なく従つて支出額も年額二百五十萬圓乃至二百九十萬圓に過ぎず、多大の齟齬を來したので、大正六年之を改訂して同年以後新たに道外法人の道内事業に對する所得稅及び營業稅額を拓殖費の財源に加算する一方、道内法人の道外事業に對する所得稅及び營業稅額を控除する方針を追加し、財源の充實を圖ると共に、施行年限を二年延長して十七箇年

とし、翌七年には更に森林費を拓殖費に編入し、總額を七千六百二十萬圓とし、次で八年には物價騰貴、官吏増俸並びに事業擴張に基く千三百二十五萬圓を追加し總額八千九百四十五萬圓に改訂した。然るに時運の推移は益々拓殖事業の擴張を必要とし、一面歲入増加も第一次歐洲戰亂の影響を受け、財界に稀有の好況を齎らして既往の不振を挽回し、五年度以後は年歲巨額の財源剩餘を生じたので、九年には更に既定方針を改訂し、拓殖費の總額を限定せず、財源の範圍内に於て逐次事業の擴張を行うこととし、物價騰貴、増俸及び事業擴張に基く經費として六千七百萬圓を増加し、十年には治水築港等を擴張して二千八百四十六萬圓を追加計上し、更に十一年には糖業獎勵に關する經費七十八萬圓を増加して開拓の進捗を期した。

第一次歐洲戰亂後財界の變動期に入り十二年以後三年間は行政及財政整理のため既定額の繰延を餘義なくされたが、一面米價昂騰に依る水田開發のため事業の擴張を行うものがあり、幾度か計畫を變更し昭和元年迄の支出豫算額は二億一千四百六萬圓に達したが十七年間の支出實額一億六千二十三萬圓で、五千三百八十三萬圓を残して豫定の年限を終了した。

(二) 第二期拓殖計畫

第一期計畫の實施は相當の實績を收めたが、本道の拓殖事業は前途遼遠であり、且つ社會狀勢に應じて幾多の資源開發を要するものを存じ、昭和元年には先づ財源に關する既定方針を改め、本道の一般會計所屬の歲入超過額は擧げて拓殖費の財源に充當することとし、先づ同年度拓殖費に二百八十三萬圓を増加し、翌二年に至り同年以降二十箇年に亘り總額九億六千三百萬圓を支出して施行する第二期拓殖計畫を立案し、北海道拓殖計畫調査委員會の議を経て第

五十二回帝國議會の協賛を経て實施を見るに至つた。

この計畫の内容は拓殖經營上必要な基礎的施設を行うもので、其の主要目標は、(一)農耕地百五十萬町歩を墾成し、(二)農業經營法を改善して農家三十萬戸増加、一戸につき牛馬各一頭を飼育するものとし、自然増加を合せ百萬頭に達せしめ、(三)移住者百九十七萬人を收容して總人口を六百萬人とし、本計畫の完了により大體各府縣と同一水準に達することを目標としたのである。

實施以來の経過は、前半に於ては經濟界の不況と昭和元年六、七年及十年と連續的冷害、凶作、水害等の災厄を蒙り著しく歳入缺陷を生じ一般財源より相當の補填を受けたが、經費の支出に多大の支障を來し、連年豫定事業を縮少繰延べた外、更に拓殖費以外に水害、凶作の應急救濟事業、災害復舊施設に多額の經費を支出するものを生じたのと、一面滿洲事變後、殖民政策の重點が之に移り、本道は閑却されるに至つたのみならず、却て本道より滿洲に轉出するもの相踵ぎ、兩々相俟つて事業の進展は豫定に比し程遠いものとなつた。

この事態は計畫の全面的改訂を行う必要を生じ、昭和十年内務省に於て具體的改訂計畫案を樹てた。その要綱は計畫年限を九箇年延長し、十一年以後二十箇年に經費九億五百七十萬圓を支出することとし、財源は既定方針の歳入超過額を以て支辨することに變りないが、財源の増收のみを以て事業費を支辨することは當分困難な狀況に在るので、之を調整するため、總額七千八百萬圓の拓殖事業公債を發行して補填する繰上支辨の方法を採り、計畫年限内に元利償還する案を樹て、大藏省の承認を求めた。大藏省は審議未了として、これを承認しなかつたが、政府は十一年度以後の拓殖費歳出豫算編成に際しては改訂の趣旨を尊重し、大體新規施設を認め、實情に支障のないように取計つたが

改訂の根本問題たる財源に關しては未解決に終つた。

後半期に於ては十二年に支那事變が起り、次で十六年には太平洋戰爭の勃發を見、政府の方針は専ら軍需資材の生産、軍事上必要な事業の推進、食糧の増産に極限されたので、本計畫も連年時局に則應して計畫を改訂され、當初とは全く目的内容を異にするものとなり、拓殖費の大部分は國有林の斫伐による木材の供出、既墾地土地改良による食糧増産等に關する經費が大部分を占め、計畫の重點たる殖民、土木に關する經費は豫算額の二割程度に過ぎず、豫期の實績を收め得なかつたことは時代の變遷に餘義なくされたものと言え、頗る遺憾である。一面財源關係に於ても數次に亘る税制改正に基く戰時特別税の過重と各省支出の増大、殊に農林商工關係の莫大な獎勵金支出のため、歳入出を豫定することは殆ど不可能となつたので、十八年以後の財源計算は中止することになつた。

計畫終了時の狀況は既墾地八十五萬町歩、牛馬約四十萬頭、人口三百五十萬人で當初の目標に比較すれば、その半に過ぎず支出總額は十七億五千五百萬圓で、豫定額を遙に超過しているが、之は主として後期に於ける物價の昂騰と國有林の増伐、土地改良に依る緊急食糧増産施策等の事業費の膨脹に因るもので、道路・河川・港灣事業の如き開發の基本施設は既定計畫の半に達せず森林經營の合理化、その他農・畜・水産等の基本施設も殆ど未完成で、今後に俟つ處頗る大なるものがある。

既往に於ける事業の概要を述べれば次の通りである。

(1) 移民招來と土地の給與 本道移民の趨勢は經濟界の動向、社會の事情に依り増減することもあつたが常に時勢に適應する政策を執つて來た。

移民に對する施設は遷居の地に土着し、其の生活を安定させて來住の目的を達成させるにある。既に土地制度の項に於て述べた通り、早くより土地私有制度を認めて開發を圖り、保護對策は開拓使設置當時の所謂開拓創草の時代には移民及び農工商漁業者に對して直接の保護を厚くし優遇したが、恩典に狃れ却つて怠惰に陥る傾向を生じたので、道廳設置後は之を廢し間接助長の途を講じ、専ら誘掖指導に主力を注ぎ、移民には割引證を發行して汽車汽船賃の半額を割引し、入地後は開墾及び經營方法を指導し、新來の移民部落で醫藥の欠乏を憇える地方には拓殖醫或は産婆を配置し、子弟の教育については校舍を建設し教育費の補助を與え、永住の氣風を涵養するために神社、布教所の設置を補助し、農業自作移民には獎勵金を交付する等、移民の負擔を軽減し、安住の地たらしめることに努めた。次で之に住宅建設費を加えたが、實施の成績に徴し、現金補助を廢して起業上必要な現品給與に換え、又住宅の建設も標準設計を示して交付することに改めたが、昭和十六年より國有未墾地又は民有未墾地を買入れ入地する自作農開拓者は道外のものに限らず、道内よりも人選することとし、同時に從來の現品給與を廢し、貸付地又は買入地に入地して新たに指定住宅を建設するものには補助金を交付して、その經營を容易ならしめることにした。

更に殖民地には共同倉庫を建設して無償使用せしめ、耕地作場道、用排水路築設等の土木事業の材料、勞力費を補助して起業の利便を圖り助成に努めた。地方費事業に屬する道内四箇所の拓殖實習場には拓殖費吏員を配置したが、後再び地方費經營に任せ、從來通りその自治經營を教導することとした。然し新殖民地に移住して自作農業に従事する堅實な青年を選抜し、開拓精神を涵養し、開墾その他の必須事項を實習せしめて入地々方の中心となる人物を養成することには何等の變化はない。次に移民及び起業家の爲に、豫め殖民地を選定し之を區劃して土地處分の簡明敏速

を期し、賣拂又は貸付する殖民地は總て公告して周知させることにした。

(2) 農耕地開發の助成 畑地の開墾には從來補助の制度が無かつたが、移住後日淺く薄資寡利な農業者に業績を擧げさせる爲に相當助成の途を講ずることを必要と認め、畑地開墾費の四割以内の補助を行い、又未墾地中民有に屬するものには之を開放し自作農業に依り開發させることを適當とするので、五年据置二十五年賦で土地購入に要する資金を低利にて貸付し、利子の一部を補給して民有未墾地の開發を圖つた。又特殊原野は之を改良して自作農家を扶殖する計畫を樹て、泥炭地・濕地・火山灰地又は酸性土壤等の特殊地帯に屬する十四原野、五萬八千五百町歩を選定し、その大部分を占める泥炭濕地には國營により排水溝の堀鑿及び軌道客土を施行し、酸性土壤地には石灰を實費配給して改良を圖らしめ、其の他諸般の施設を行い開發の促進を期した。

(3) 交通機關の施設と助成 移民招來に伴い、必然的に増大する物資の輸送は一に交通機關の便に俟たねばならず、寔に拓殖の進展は移民の趨勢にかゝり、移民の消長は交通機關の如何に左右されると云うも過言でないが、交通施設には莫大な經費と時日を要し、一朝一夕に完備を期することは出來ない。

開拓使以後、第一期拓殖計畫實施前までは、主として道路の開墾を企て、地方費道以下の路線に對しても主要なものには拓殖費を以て施行し、爾後十年間は國費管理の途を講じ、其の他橋梁の新設、道路の改良、修繕をなし、新開の僻陬地には驛遞所を設置し。橋梁なき河川には渡船場を設けた。併し實績としては明治四十二年迄に道路の開墾二千五百四里、橋梁の架設は十數箇所に過ぎず、全道の面積より見て寔に微々たるものであり、且つ耐久力も極めて乏しい憾が多かつたので、第一期拓殖計畫では専ら實用を主とする程度に工法を簡單にして、樞要の地區又は原野を連絡

する箇所には之を新設し、既成道路には改良修繕を加えて効用を全からしめ、驛遞・渡船の普及を圖つて交通の便に資した。

鐵道は土地廣大なるに比較して甚だしく疎に過ぎ、開發を遅延せしめる憾があるので、樞要なる地區に對して新設又は繰上げ施工のため必要な資金の利子を拓殖費より鐵道特別會計に繰入れることにして促進を期した。又一面私設鐵道の經營を奨励して、その開業後拓殖費より建設費に對して十五年間は六分、之を超える十年間は五分以内（地方鐵道補助法に基く建設費の年四分の補給金を控除したもの）の利子補給をなし、且つ鐵道の補足機關として、主要な地方の軌道の敷設を奨励し、之に對しても地方鐵道と同様の利子を補給して普及を圖つた外、新開地方の根室・天鹽・北見・釧路の各原野には殖民軌道を敷設し大いに移民の利便を圖つた。

(4) 港灣事業 一般海運及び漁場開發の上から見て、港灣の設備は重要な拓殖事業の一つに屬するが、この施設は頗る巨費を要するので、第一期計畫に於ては函館・小樽・室蘭・釧路・留萌・網走・稚内・根室の八商港と岩内・江差・浦河・杵形・紋別の五漁港を修築し、第二期計畫では重要商港たる函館・小樽・室蘭・釧路に第二期工事として海陸連絡の設備をなし、且つ既往の實狀に鑑み築港の設計を擴張補修した外、新たに余市・廣尾・天賣の三漁港と小漁港二十七箇所の修築を計畫し、地方的に重要な漁港は經費分擔の方法に依り船入澗の建設を企圖し概ね完成した。又船入澗施設については地方公共團體に對し工費の六割を補助して施行せしめたが、町村財政は其の分擔に堪えず、工事の自營も亦困難な事情にあつたので、昭和十一年以後は工費の四分の一を分擔させ國に於て直接工事を施行することにしたが、沖合漁業進展の關係に依り急施を要するもの多く、規模、工費の比較的僅少なものは地方費で施行し、拓殖費より五割を補助して實施した。二十二年に至り運輸交通上の港灣は運輸省え、漁業生産の爲にする漁港は、農林省え夫々所管替になり、二十四年からは漁港修築事業は道が事業主體となつて施行し、國費補助を受けることになつた。

(5) 河川事業 本道の河川は、拓殖の進捗に伴い、森林の伐採、原野の開墾、河畔の侵蝕等に依て著しく洪水汎濫の原因を多からしめ、その被害の及ぶ所年と共に増大し、單に舟筏の航行を困難ならしめるのみならず、良圃を流亡し、家を損傷し、甚だしきは人命を害うものがあり、之が防護施設は一日も閑却し得ざるのみならず、土地改良未開地開發の上から見ても河川の改修は重要な施設の一つである。故に第一期拓殖計畫では主要二十六箇川を調査し石狩川本流第一期（江別川・夕張川・千歳川）豊平川・常呂川・釧路川・十勝川の治水事業に着手した。第二期計畫では之等既着手工事の促進を圖ると共に石狩川第二期・網走川・湧別川・雨龍川・天鹽川・渚滑川・利別川（十勝川支流）利別川（後志）の治水計畫を豫定したが、更に石狩川第三期工事にも着手した。治水事業未施行の國費支辨河川に對しては必要に應じ應急的護岸並びに浚渫工事を施行し、河川監守を配置して既設構作物の保護及び取締を勵行した。又中小河川の水害も甚だしいので、地方費支辨の河川改修には工費の五割を補助し、更に特に必要な土地改良、開拓に直接關係する町村河川の改修工事には拓殖費の全額負擔を以て施行した。

(6) 森林の管理と經營 本道の森林は林地區分調査の進行と共に、逐次之を未開地に編入處分して來たが、昭和元年末に於て尙六百三十九萬町歩を保有し、林相良好で蓄積量は二十二億石を超える狀況にあつた。その合理的保護經營は常に林利増殖の促進を圖り得るのみならず、雨量の調節し、風霧害を防ぎ農作物を保護する等、利害の關する所頗る大きいので、明治四十年以來、管理經營について一定の方針を樹て遂行を期した。その主要な點は、(1) 國有

林の更新施業を確實にし、木材利用の集約配給の調和を圖るため斫伐事業官行製炭を實行し、専用鐵道及び軌道を敷設して製品搬出の圓滑を期し、(2)山火・盜伐等の被害を防遏するため樞要の地に森林主事又は巡視人を配置して監護に當らしめ、(3)境界を確立し、林況を調査し、利用更新に關する施業案を編成して植伐の規準を定め(4)林業の改善生産利用の發達を圖るため各般の試験を行い、(5)造林計畫を定めて人工造林並びに天然更新作業を施行し、(6)民間經營者には苗木の無償配付、造林費の補助を行い、バルブ資材の生産を確保するため撫育間伐を指導し、(7)森林法施行に依る森林組合の設置を勸奨して組合技術員設置費を補助し、民有林施業案の編成を指導助長して資源涵養を圖る等本道の林政上遺憾なきを期したことにある。

(7) 泥炭濕地及び酸性土壤の改良 本道の農耕適地百五十八萬町歩の内、特殊土壤たる泥炭地、濕地は未墾地及び既墾地を合して三十五萬町歩ある。この内排水溝を掘鑿して土地の乾燥と改良を圖つたもの十五萬五千町歩で、今後改良を要するものは十九萬五千町歩である。之が改良計畫として一團地五百町歩以上を抱擁する箇所は國費を以て幹線排水溝を掘鑿することとし、十一年以後千町歩以上の團地には從來の通り幹線排水溝を掘鑿する外、更にその地域に於て集水支配面積五百町歩以上の地區には支線をも掘鑿することにした。又私人或は公共團體で一團地五百町歩未滿の泥炭地及び濕地の改良をなすものは、其の工費の五割を補助して奨励に努めた。以上は明渠排水工事であるが、稻熱病其の他の病害・冷害防除のためには暗渠排水工事を施行することが効果極めて顯著であり、最も必要とするので、之に對し拓殖費より工事費の五割以内を補助して奨励した。

泥炭地、濕地の改良は排水溝施設を第一とし、更に水田として利用増進を圖るには客土事業を行うことが最も有効

な手段であるので之を奨励し、昭和二年以後補助金を交付し實施面積は逐年増加して効果の顯著なるを認められるに至つた。更に水稻作付の困難な土地、或は收量の少ない重粘土地、砂礫地に對しても客土の施行を奨励した。この外酸性土壤の改良には工費の四割を補助して實施させ頗る効果を挙げたが、最近精細な地質調査の結果によれば、その面積頗る廣汎に涉り、既往の補助計畫範圍では急速改良を要するものゝみに對しても其の要求を充たし得ぬことが判明したので之を廢し、酸性中和劑である石灰の増産を圖り實費配給して地力の増進中和を圖ることに改めた。

(8) 水田の造成 水田適地は四十五萬町歩と豫定し、開發助長のため道廳に於て灌漑溝施設に對する基本調査及び設計調査を施行する外、十町歩以上の造田に要する灌漑溝幹線の新設には工費の約四割を補助して奨励したが、昭和元年以後更に幹支線の新設擴張には補助率を五割に引上げ、改良に對しても三割を補助することに改めた。この外三反歩以上を造田するものには工費の四割を補助し、水田開發上顯著な効果を挙げた。又土功組合地區中火山灰地の用水滲漏する水田には床締工事を奨励し、之を施行するものに補助を與えた。

(9) 産業に關する施設 本施設は、本道産業の基礎を確立し、生産力の擴充を圖ると共に、生産品の改良増殖及び圓滑なる消流を企圖するにある。之等施設を大別し左に概説する。

(1) 農業

農業試験 地域廣大な本道は、氣候風土等の自然的條件も地域的に相違し、畫一を期し難いので樞要の地を選定して農業試験場を設置し、その特異性に應じて優良品種の選定、耕種肥培、合理的輪作法を研究すると共に、農具に關する試験を行い、泥炭地、火山灰地の改良利用方法を研究すること等を主な試験事業とし、又一般農事及び甜菜に關

する試験を行い、寒地農業の指針を示し、實地指導に當り技術の向上と堅實な農業の經營を企圖した。

農業指導獎勵施設 本道の農業は、府縣と其の事情を異にするものが多いので、新來の移民には開墾の方法を始め耕種肥培、收穫調製の方法に至るまで指導し、健全な農業經營をなさしめ、又普通作物、飼料作物は固より特殊作物の品種改良を圖り、民間の採種圃經營を助成し、甜菜栽培・酒精原料用馬鈴薯増産等の獎勵に萬全を期し、又酸性土壌の改良、飼料作物栽培上必要欠くべからざる石灰の施用、クローバーの増産獎勵をなし合理的農業經營の確立に力を注いだ。

(四) 水 産

戦後樺太・千島列島及び齒舞諸島を喪失し、更にマツカーサーラインに依り廣大な北方漁場を失い、利用出来る漁場面積は著しく縮小されたが、我が國經濟復興のため本道に課せられた使命の重大なるに鑑み、之に對應して生産力の復興、制度の改革並びに漁村經濟の安定に依る漁民生活文化の向上等、一連の水産施設の畫期的前進を必要とし、從來經濟部の所管に屬した水産行政を更に強化するため、二十三年五月新たに水産部を設置し、施策の滲透徹底と、その實効を擧げるに努めた。

漁業生産力の復興については樺太・千島の漁民が大半本道に引揚げたため、特に之を含めた總合的對策を考慮し未開發魚田の開拓を促進すると共に、戦時中低下した生産力を戦前に復興するため資材・資金・處理加工などの對策を樹立し、生産力の回復を圖つた結果、二十三年を限界として一應戦前の状態に復歸することが出來た。尙之と併行して冷凍、二次加工等製造施設の完備に依て、漁獲物の完全利用を行い實質生産の上昇を期し、特に中小沿岸漁業者の恒

久的生産を確保するため、漁具の整備轉換、魚族の蕃殖保護を行つた。

又、漁村民主化の一環たる漁業制度の改革に、海區漁業調整委員會、勤勞漁民を母體とした協同組合が誕生し、活動の第一歩を踏み出したが、二十五年春、水産物の全面的統制撤廢後に於ける魚價の暴落と、補給金撤廢後の生産資材の値上りに依つて漁業者の所得は急速に低下し、特に二十五年は道南を主體として凶漁及び災害に禍いされ、地方的に漁村を困窮に陥れたので、魚價對策を推進し、著業再生資金を貸付し、一面協同組合の積極的指導と特別融通資金損失補償の措置を講じて、漁民生活安定のため特段の考慮を拂つた。

(五) 畜 産

本道に於ける畜産業の獎勵は、經營組織の改善を目的とするものである。即ち飼畜農業經營に依り、農業の根本的改良を促し、地力の維持増進、農家經濟の向上を圖るため、畜牛及馬匹の購入費を補助し、之と相俟つて搾乳利用のため酪農事業を助成し、消流の圓滑を期した。更に畜肉處理加工を獎勵し、飼畜農業經營の確立を圖るため、畜産試験を開始し、専ら家畜に對する飼料作物、飼養管理等の試験調査を行い、獸疫豫防のため血清・驅虫藥等を製造し、更にカゼイン・乳糖等の乳肉製品の増産を獎勵した。要するに之等の施設は農業獎勵施設と相俟つて、本道農業經營の根幹を爲すものである。

(六) 工業 試験

各種の原始的産業が進展するに伴い、産物の利用及消流に調整を要するもの多く、此の現状を打開して、その興隆を促進するため、加工産業の發達を企圖し、工業原料利用の基礎を確立する爲、化學工業としては藥品・製糖・纖維・

皮革等の各試験並に資源調査を施行し、重工業としては機械・冶金・撰鑛・金屬等の各試験並に地下資源調査をなし、更に住宅改善試験を実施した。尙本道工業の改良發達を促すため重要な新興工業に對しては指導を行い、將來の躍進を企圖している。

(休) 販路調査

生産の増殖改良を圖るため、之が助成策を講ずることは最も緊要であるが、之と併行すべき販路の調査擴張の施設は産業振興を期するため重要な事項に屬するので、本道物産に關する紹介宣傳並に諸般の經濟調査のため、國內三箇所、海外一箇所調査所を設置して拓殖の進展に寄與せしめたが、昭和十八年以後廢止した。

二、緊急開拓事業

本道に於ける緊急開拓事業は、昭和二十年十一月九日の閣議決定による「緊急開拓事業實施要領」に基き發足したものであるが、同年は殆ど事業の準備に終始し、翌二十一年度より本格的に實施に移されたものである。

その後、國の施策方針の變轉と財政々策の變動等幾多の悪條件に苦しみながらも、當初の混亂を逐次整理し、科學的諸調査を基礎とする計畫性ある事業を進め漸次開拓の眞價を發揮するに至つた。

(イ) 豫算、決算 開拓事業實施の豫算は公共事業費の外、國費道費を加え相當複雑であるが、二十一年度から二十五年まで經理された純事業費の豫算、決算を事業別に區分すると次の通りである。

區分	豫算	決算	備考
----	----	----	----

公共事業費	四、一八五、七六七千円	四、一六〇、三四〇千円	
産業經濟費	五、三〇八	五、一一〇	
農地調整費	二、四三、三九四	二、五、四八三	
北海道費	二、五、三七七	一〇三、六〇六	
計	四、二〇〇、〇七二千円	四、二四一、五二九千円	國費繰入の補助金等を含みぬ純道費。

前記の内、公共事業費の支出は、當初は全額國庫負擔により施行したものが、その後一部は補助事業に切換えられ補助率も年に依り變更される等、稍複雑な狀況になつた。

この開拓事業總豫算四十七億圓の外に、入殖者の營農資金として開拓者資金通法に基き十二億五千餘萬圓の融通が實施された。尙この外に昭和二十年度には北海道拓殖産業費(第二期拓殖計畫豫算)と緊急對策費(第二豫備金支出)とを合せ四千七百六十八萬圓を支出して緊急開拓事業の基礎的役割を果した。

(ロ) 事業の實施狀況 當初食糧増産及び失業に對する應急對策の見地から、戦後急速に計畫立案されたため、種々の問題を生じたが、その後國の方針も恒久的な國土の合理的開發の面から、土地利用増進と人口收容力の安定増大を圖るという方向に進み、各事業計畫にも種々の檢討が加えられた。

(1) 入植者と土地の給與 入植については終戦前の戦災疎開者である所謂集團歸農者、戦後は復員者・戦災者・疎開者・離職者・引揚者等の入植が進められた。併し之等の入植者は國內情勢の變化に従い離農する者多く、次第に入植者證衡の重點が農業經驗者に移行し、樺太・滿洲その他外地引揚農家を對象としたため、着々營農の基礎を固めて離

農率も減少の傾向を辿っている。

その後、引揚者の入植者も一段落を告げたので、地元農家の入植増反が考えられるようになった。次に土地給與の方式は、戦後農地改革の施行と共に相當の變革が行はれ、適地の選定も新しく制定された適地調査基準に従つて行はれ、その後産業との競合も調整され、又各方面の權威を網羅した道開拓審議會適地調査部會並に道農地委員會に附議して適地を判定し、國有未墾地は移管に依り、民有未墾地は買収により取得することになった。

この民有未墾地の中で、四十町歩未満の開拓適地については、市町村農地委員會で判定する。取得された土地は入植に先行して科學的な調査を基礎とした開拓計畫を樹立することが緊急開拓事業に於て特筆すべきことで、之は四十町以上の地區に行はれている。一戸當面積は十町歩乃至十二町歩で酪農經營を主體とするものが多い。

かくして開拓者が入植後自作農となるため、土地の賣拂を受けるもので、代價は附近農地の賃賃價格を基準として低廉な値段により一時拂又は二十四年賦償還の特典を與えられている。

(2) 農耕地開發の助成と營農對策 初め開墾事業並に入植施設事業は、總て國費負擔であつたが、その後基本施設である建設工事は國費で負擔し、その他は補助することに變更され、出来るだけ入植者又は之等の團體によつて行はせている。

開拓地の建設工事としては農道・重拔根・未墾地改良・用水施設・開田水源工・測量・簡易軌道等で、國に於ても本道開拓地の此種基本工事の緊急性を認め、本格的基本工事の施行に力を注いでいる。併し既往に於て建設工事が入植に伴つた進捗を見ない憾があつたので、之が是正のため繼續地區に主力を注ぎ原則的に五十町歩以上の地區に對して各工

事を綜合的に實施することになった。

又、補助事業に於ては、例えば開墾作業は開墾費の六割又は三割を、住宅建設は標準建坪十坪に對して建築費の五割を補助している。この建築用材その他薪炭材は開拓者が近傍にて容易に入手可能の場合は三百石を限度として拂下を受け得るよう關係方面と了解が出来た。その他、戦前と同様に小學校建設・開拓醫・保健婦・助産婦の設置について補助を行つている。

營農對策としては、道費に於て大いに力を注ぎ、開拓地に地帯別農業經營の基準を策定し、更に集團開拓地には常駐營農指導員百數十名を配置して指導に當らせ、又開拓指導農家三百名を依囑して、開拓者の營農の萬全を圖つてい

る。家畜については道費購入により家畜を貸付し、その他開拓者資金融通法により耕馬、乳牛の購入斡旋と共に純營農資金・農機具資金・共同施設資金等を融通して營農の安定を圖つている。

三、綜合開發計畫

第二期拓殖計畫は、幾多の改訂を餘義なくされ、二十一年度を以て豫定年限を終了したが、その事業の實績は當初計畫の半ばに過ぎず、前途遼遠であるのみならず、終戦後領域が約一二%を減じた上、多數の引揚者を加えて膨大な人口を收容するに至つた。我が國再建のため、未だ多くの未開發資源を抱擁し、人口の收容力を持つ本道が重大な使命を負荷されたことは當然のことであり、急速に新たな開發計畫を樹立して之に對應する必要に迫られたので、二十一年七月道に北海道綜合開發調査委員會を設け、關係各機關及び學識經驗者を網羅して慎重に對議し、二十三年九月

一應の成案を得て政府に具申した。その基本方針は左の通りである。

一、北海道は、我國唯一の未開發資源地であるから、其の開發は日本再建の一環として最も強力に行われるべきものであること。

二、開發の根本は、人の移住と資本の導入であるから、北海道の開發を行うに當つては、北海道に國民の居住地として快適であり、投資地として有利な理想形體を形成することに基本理念を置くこと。

三、その爲に、國は財政的にも、行政的にも積極的施策を樹て、國民の定住と投資の誘致とに努めること。

四、然し、其の效果に就ては經濟・社會・文化各種の方面より考察して最も合理的なものであるべきこと。

五、從來北海道の開發は拓殖民に重點を置かれて來たが、今後は更に豊富に賦存する各種の資源開發に重點を置くこと。

六、更に北海道をして、從來の原料生産地的性格から脱却して工業的高次生産地たらしめること。

七、開發計畫は、各種開發事業相互の關連性と作用性を考察し、更に其の緩急輕重の度を考慮した總合的、合理的なものたるべきこと。

八、我國の現段階は、政治・經濟・社會・文化共に動搖を來たし、將來の見透しが甚だ困難であるが、本計畫に於ては、今後十ヶ年を期して目標を定め、急速に其の開發を計り日本再建の目的に副うこと。

政府に於ても本道の重要性を認め、二十四年三月に至り内閣に北海道綜合開發審議會を設け、綜合開發計畫につき検討を重ねて來たが、二十五年五月北海道開發法を制定し、計畫の立案、事業實施に關する事務の調整及推進機關と

して同年六月北海道開發廳を設置し、茲に本道の開發は國策として新たな時代の脚光を浴びるに至つた。之に對應して道に於ても知事の諮問機關として、北海道綜合開發委員會を設け、道議會亦開發審議會を設置し、曩に立案した計畫の基本理念に沿ひ、第一次計畫として二十七年以降五箇年間に各種未開發資源並に産業開發の基盤たるべき基礎施設として、(一)電源の開發 (二)交通の整備 (三)食糧生産の増強 (四)地下資源の調査開發を軸心とし、概要左記の通り立案して政府に具申し、その實現に努力して來たが、政府は二十六年七月北海道開發廳の出先機關として北海道開發局を札幌に開設し、國費を以て施設する一切の事業を擔當實施せしめることになつた。

(一) 生産施設

(イ) 農業 石狩川水系を中心とする總合開發、原野開發及び之に附帶する土地改良、特殊土壤の改良を實施し更に全道的に牛十萬四千頭、馬二十八萬八千頭、其の他家畜三十二萬八千頭の増殖を圖り、殘された未墾地の中十六萬七千町歩を開拓して主要食糧八百五萬石(米石換算)の増産を豫定する。

(ロ) 森林 奥地林開發、里山の撫育を主眼として、年平均二千萬石の伐採を見込み、林道二千五百軒、造林三十二萬九千町歩の實施を豫定する。

(ハ) 水産 漁港九十八港の整備に重點を置き、漁田開發を行い、養殖の振興を圖ると共に、水産資源の高度利用を圖り、四億貫の水揚を豫定する。

(ニ) 電力 農業の高度化及び農村の電化等、電力の需要が増加しているので、短期間に建設可能な水力發電の建設に依り、電力の不足を充足すると共に、河川綜合開發の構想に基き土地改良等を行わんとするもので、水火力發

電九十二萬七千ワット、電力量三十七億八千萬キロワット時の確保を豫定する。

(ホ) 鑛工業 鑛産資源の開發調査に重點を置き、石炭の高度利用と工業の育成に努める。

(ニ) 交通施設

(イ) 道路 本道の道路は量、質共に劣り、産業の發達に影響しているため、その不利を除去するため、幹線を強化すると共に、産業道路を開設し、自動車の交通可能道路一萬七千杆を保持する。

(ロ) 鐵道 開發に必要な建設線及び一時工事を見合せた中止線を建設せんとするもので、國鐵十一線、私鐵六線總延長三百三十九杆である。

(ハ) 港灣 本道荷役取扱量の九十二%を占める主要な港灣函館・小樽・室蘭・釧路・留萌の内港設備を擴充強化を主とする。

(三) 國土保全施設

河川を中心とし、治山・治水・砂防と一貫した總合計畫とし、特に治水に依り二十萬町歩の耕地保全を期し、併せて石狩川及び十勝川水系の發電計畫をする。

(四) 民生施設

開發事業の進捗と經濟的地位の上昇と共に、道民生活の安定と文化の向上を圖るため都市計畫事業、上下水道の新設擴張・住宅建設・學校々舎の充足施設の整備、醫療施設、觀光施設、通信施設の擴充整備を豫定したが、特に住宅は、現在に於て相當の不足を告げているので、本道の氣候條件に適合する耐寒耐火の構造を考慮して、建設の計畫を樹てる。

昭和二十七年八月十日印刷

昭和二十七年八月十五日發行

發行所 北海道總務部開發計畫課

印刷人 札幌市南一條東五丁目 原 康 三

印刷所 札幌市南一條東五丁目 有限會社 八 紘 社

電話 ② 二九五七番

宣統二年八月十五日發行
共計市價一萬五千五百元
甲種八
共計市價一萬五千五百元

發行所 北京直隸總督衙門

宣統二年八月十五日發行
共計市價一萬五千五百元

